

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社は、取引先企業と対等かつ公正な立場での関係構築を重視し、互いの強みを活かした共創体制を築きます。具体的には、定期的な意見交換会や業界動向の共有を行い、問題解決や品質向上につながる施策を共同で実行します。また、価格交渉においても透明性と納得性を重視し、取引先の安定経営にも寄与するバランスの取れた関係を構築します。

b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

デジタル化による業務効率の向上とミスの削減を目指し、当社のITノウハウを活かした取引先への支援を行います。たとえば、遠隔モニタリング技術の共有、当社の衛生管理データベースの共有などを通じて、取引先の生産性と衛生管理の向上をサポートします。中小企業に対しては導入前後のフォローアップを含めた伴走支援を行い、共に成長する関係を築いていきます。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

従業員の健康は企業活動の根幹であると考え、当社およびパートナー企業の従業員に対しても健康増進を支援します。具体的には、定期健康診断の受診推進、産業医との連携による職場改善、また、健康セミナーの開催を通じて、心身の健康を保つ職場環境づくりを進めています。メンタルヘルスケアの導入も積極的に進めています。従業員の健全な心身を維持するため、当社のお客様が生産する安心安全な農産物を旬の一番美味しい時期に、当社従業員に提供しています。具体的には、米、ジャガイモ、カボチャ、長芋、山山葵、ごぼう、白菜、いちご、その他です。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。当社は、最低賃金の引き上げなどに伴う労務費の上昇が中小企業等の経営を圧迫しないよう、適切な価格転嫁が行える環境づくりを支援します。取引先からの価格見直し要請には誠実かつ迅速に対応し、十分な情報開示と双方向の対話を通じて、公正な取引条件の確保に努めます。また、価格交渉の記録を適切に保管し、交渉過程の透明性を確保します。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2025年5月1日

テクノス株式会社
企 業 名

代表取締役 松田幹生
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。